

令和3年度
いじめ防止基本方針

入善町立黒東小学校

1 黒東小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

入善町立黒東小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「黒東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第 2 条。以下、枠内は法の条文）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 心身の苦痛の感じていると思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」として対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止対策のための組織」（法第 2 2 条）を活用して行う。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、子供からの訴え抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ いじめの様態の例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視される。
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる

- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など
- (「いじめ防止等のために基本的な方針」＜平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（平成 29 年 3 月 14 日改訂）＞を参照。以下「国の方針」という。)

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・前年度の認知件数 2 件

(2) 本校の課題

- ・中学年頃から友達関係のトラブルが発生する傾向があるので、低学年の段階から未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・冷やかしやからかい、悪口等、相手の気持ちを考えない言動が見られるので、言語環境やよりよい人間関係づくりに留意した教育活動に努めなければならない。
- ・全学年が単級なので、人間関係が固定してしまう傾向がある。学級集団の中で、よりよい人間関係の形成に努める必要がある。また、学級の枠を超えた異学年交流活動や縦割り活動等で一人一人のよさが発揮されるように配慮することが大切である。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- イ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動や体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ウ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- エ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- オ いじめにつながりやすい感情が育たないように、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- カ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- キ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

＜令和 3 年度の具体的な取組＞

- ・挨拶運動の推進
- ・ふわふわ言葉の奨励

- ・なかよしタイムや集会活動での異学年交流の充実（リーダーシップ、フォロアーシップの育成）
- ・委員会活動の充実（児童の主体的な活動を支援）
- ・温かい雰囲気学の学級づくり（i-check、ソーシャルスキルトレーニングや人間関係づくりの活動の導入、自尊感情を育む言葉かけ）
- ・子供が見通しをもって意欲的に学習に取り組める単元構想や指導方法の工夫
- ・学習規律の徹底
- ・朝の会や帰りの会、授業、児童会活動等におけるコミュニケーション能力の育成
- ・校内人権週間の設定と児童による人権宣言、親切運動の取組

※参照 【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見

- ・休み時間等に校内を巡視し、子供たちの様子を見守る。また、日記や日常会話、個人面談、家庭訪問等を通し、アンテナを高くして子供たちを見守る。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施していじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備する。また、各種たよりを通して、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) 認知したいじめに対する対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。

ウ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、「黒東小いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

エ 速やかにいじめの事実の有無や内容を確認し、結果を町教育委員会に報告するとともに、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。

オ 犯罪行為を伴うもの等、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。

カ いじめられた子供又はその保護者への支援を行う。

- ・徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。

- ・必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。

- ・状況に応じて心理や福祉などの専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。

キ いじめた子供とその保護者に指導・助言を行う。

- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて SC や SSW、子どもと親の相談員、教員・警察官経験者等外部専門家の協力も得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ・保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。

ク いじめが起きた集団の子供に対しては、全体の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

ケ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

コ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。

サ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。

シ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話・スマートフォンのメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

セ いじめが解消した場合でも、少なくとも3か月は十分な注意を払い、必要な支援を継続して見守っていく。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合） <p>※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」</p> |
|--|

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに入善町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。(窓口は教頭)

※参照「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)

5 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の防止について

新型コロナウイルス感染症を誰もがかかる可能性のある感染症ととらえ、教職員は罹患した児童および濃厚接触者になった児童、家族に医療従事者がいる家庭の児童への偏見・差別が起こらないように努める。

【日常的に行うことについて】

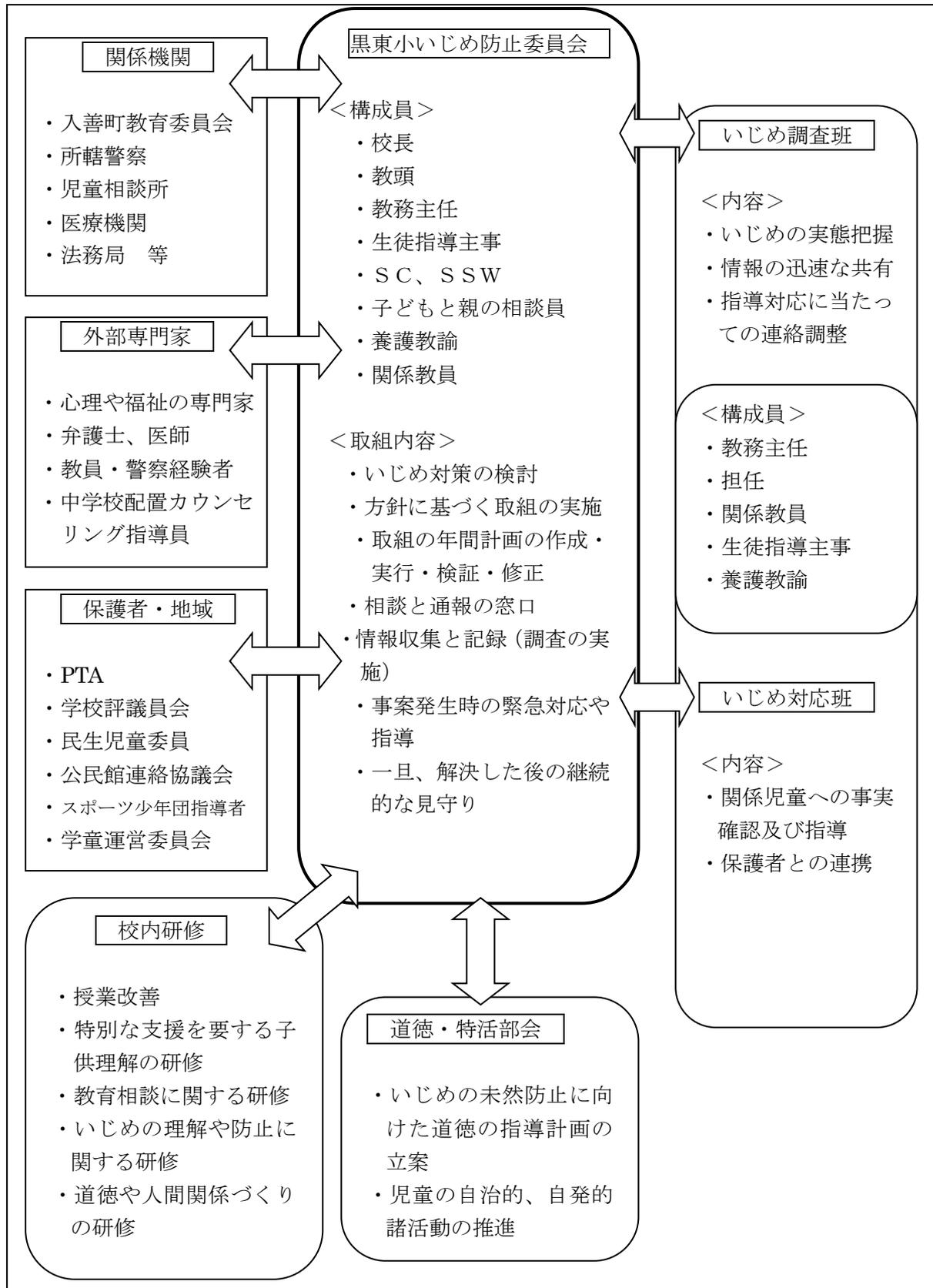
- ・不確かな情報が、不安を煽り、心無い言動につながることをふまえ、児童に情報を自分なりに整理することや自分の言動で傷つく人がいないかを冷静に考えることが大切であることなど、人権意識が高まるよう指導する。
- ・新型コロナウイルス感染症は誰もがかかる可能性のある感染症であること、感染した人が悪いわけではなくウイルスに問題があること、感染した児童を責めることがないよう指導する。
- ・児童に感染症の罹患に関する偏見・差別があってはならないことであり、いじめにあたることを指導し、差別的な言動やこれに同調することに対しては毅然とした態度を示す。
- ・SNS など、ネットに書き込んだ情報が、偏見・差別につながったことを具体的に示し、罹患した人の情報を絶対に発信しないよう指導する。
- ・児童が抱えている不安感に気付くよう努め、教職員と保護者が連携を図り、よりよい対応を考えていく。
- ・患者や医療従事者をはじめ、多くの人たちが新型コロナウイルスと戦っていることに触れ、事態に対応している人の苦労についても考えるよう指導する。

【罹患した児童、濃厚接触者となった児童の心のケアについて】

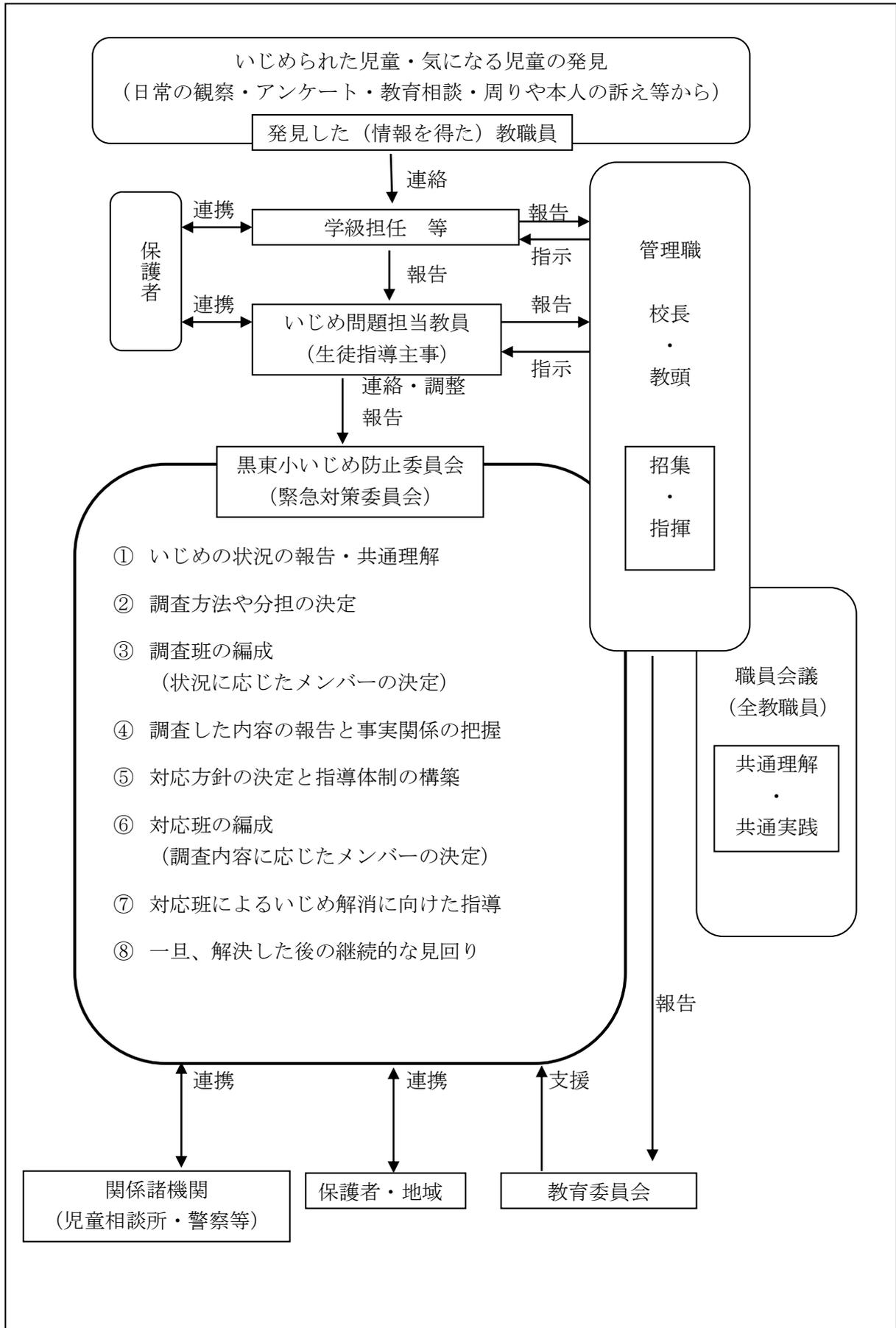
- ・新型コロナウイルスに罹患した児童および濃厚接触者となった児童が不安なく学校に来られるようスクールカウンセラーとの時間をとるなど、児童の不安感が少しでも和らぐよう努める。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(「法」第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>黒東小いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</p>												
未然防止への取組	<p>いじめ実態把握調査 i-check</p> <p style="text-align: center;">① 学級づくり 人間関係づくり (全校集会・宿泊学習 等)</p> <p style="text-align: center;">児童会による「ふわふわ言葉運動」の取組</p>												
早期発見への取組	<p style="text-align: center;">週1回 全職員による情報交換</p> <p style="text-align: center;">いじめ・生活アンケート①</p> <p style="text-align: center;">教育相談旬間</p>												
校内委員会等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>黒東小いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">いじめ問題に関する職員研修会②</p>												
未然防止への取組	<p>②学級づくり 人間関係づくり (運動会・遠足・宿泊学習 スポーツ集会 等)</p> <p style="text-align: center;">いじめ実態把握調査 i-check</p> <p style="text-align: center;">児童会による「人権週間」への取組</p> <p style="text-align: center;">②学級づくり 人間関係づくり (6年生を送る会・卒業式 等)</p> <p style="text-align: center;">道徳科・特別活動計画へ生かす</p>												
早期発見への取組	<p style="text-align: center;">週1回 全職員による情報交換</p> <p style="text-align: center;">いじめ・生活アンケート②</p> <p style="text-align: center;">教育相談旬間</p> <p style="text-align: center;">児童・保護者学校評価アンケート</p> <p style="text-align: center;">いじめ・生活アンケート③</p> <p style="text-align: center;">教育相談旬間</p>												
校内委員会等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>黒東小いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p> </div> </div>												